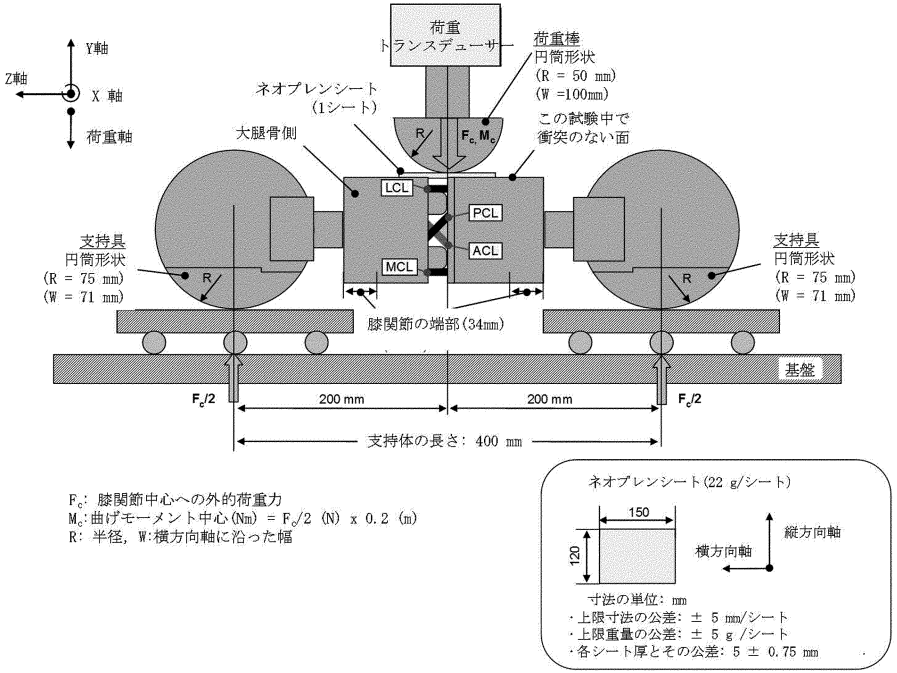
2.2.4.3.　膝関節の端部は図12のとおり、たわむことの無い支持具に設置するものとする。インパクタのＹ軸は180±２°の公差で荷重軸に平行であるものとする。摩擦起因の誤差を避けるために、支持具の下にローラー板を設置し、インパクタへの損傷を避けるために荷重棒の下にネオプレンシートを置くものとする。別紙２の図５で示されている膝関節の衝突面は取り除くこととする。本試験に使用されるネオプレンシートは別紙２の図７に示されている圧縮特性を有するものとする。

荷重の中心はＺ軸方向に±２°の公差で膝関節の中心に作用するものとする。外部荷重は、膝関節の中心部での曲げモーメントが400Nmになるまで、10～100㎜／minの割合で増やしていくこととする。

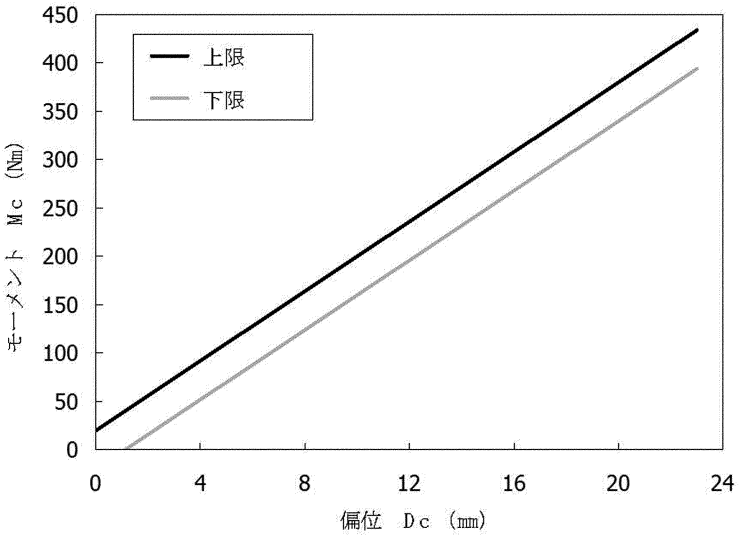
図12　静止検定試験における膝関節試験の設定



2.2.4.4.　インパクタの大腿骨及び脛骨が2.2.4.2.に従って曲げの負荷をかけられているときに、加えられたモーメントと大腿骨及び脛骨中心での発生偏位（Mc、Dc）は図13で示されている閾値内であるものとする。

図13　静止検定試験における大腿骨、脛骨への閾値要件

(a)　大腿骨曲げ閾値領域



(b)　脛骨曲げ閾値領域

